

9 寄附金税制はなぜ導入されたのか？

Q 100%グループ内の寄附金と受贈益について、損益不算入の特例が導入されました。その立法趣旨はどのようなところにあるのでしょうか。

A 導入の趣旨について、「改正税法のすべて」は、連結納税の場合に準じたという趣旨の説明をしています。しかし、連結納税の場合は、連結グループ内の内部取引を相殺除去する必要がありますが、各々の企業が別々に所得を申告するグループ法人税制では、そのような必要はありません。

なぜ、寄附金の損金不算入の制度が導入されたのか。まさに、ミステリーなのですが、あえて位置付けるのであれば、次のような理解が可能かもしれません。

子会社Aが、親会社Xに10億円の利益の配当をする。その後、親会社Xは、子会社Bに現金10億円を出資する。その結果は、A社からB社への10億円の寄附と同様になります。

グループ法人税制の寄附金の特例は株主が法人である場合に限ることも、このような制度と位置付ければ整合性がとれます。

ただ、資本金等の額と利益積立金の入繰りと、親会社が所有する子会社株式の簿価に差異が生じるなど、このような位置付けでは不充分であることも認めざるを得ません。

(関根 稔 (弁・税・会))

寄附金税制を実務に導入する場合の影響とは？ 10

Q 寄附金課税の特例を悪用すると、容易に租税回避が行われてしまうように思うのですが、如何でしょうか。

A 実は、それを不思議に思っています。

親会社が、子会社に1億円を寄附すると、親会社が所有する子会社株式の帳簿価額と、子会社の利益積立金が1億円の増加になります。その後、子会社は、利益剰余金を親会社に分配（益金不算入）し、無資力になってしまえば、親会社が所有する子会社株式を、含み損1億円を抱えた資産として創り出せてしまいます。

しかし、仮に、会社が、何の見返りもなく1億円を寄附した場合は、それがグループ内の企業だったとしても、取締役の任務懈怠を生じさせてしまいます。100%株主の承諾があった場合でも取締役は免責されないとするのが判例（東京地裁平成20年7月18日判決、判タ1290号200頁）です。

つまり、財産を贈与してしまうことは、会社法も税法も前提にしておらず、あくまでも、会社法に従って許された範囲の寄附が、税法の前提になっているのかもしれない。

会社法を無視した寄附が、取締役に対する損害賠償請求権を発生させるとしたら、寄附の支出と同時に、損害賠償請求権が計上され、それが益金として計上されてしまいます。そして、仮に、損害賠償請求を行わないのであれば、その分は役員賞与になってしまいます。

このような落とし穴が存在するの否か、それが確認できるまで寄附金税制の利用を控えた方が良さそうです。(関根 稔 (弁・税・会))